平成１９年（フ）第２１６５号
宮城県石巻市鮎川浜南43番地の２
破産者　株式会社ホテルおしか
１　決定年月日　平成21年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第７９２号
栃木県河内郡上三川町しらさぎ１丁目３番地１
破産者　若宮工業株式会社
１　決定年月日　平成21年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２０年（フ）第８０６号
栃木県宇都宮市平松本町416番地66
破産者　長谷川　健
１　決定年月日　平成21年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２０年（フ）第８１１号
栃木県宇都宮市平松町470番地４　ラ・セゾン伊藤301
破産者　長谷川　保
１　決定年月日　平成21年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第２５０号
栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺2336番地７
破産者　有限会社オフィス・セブン
１　決定年月日　平成21年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第２５１号
栃木県那須烏山市藤田671番地11
破産者　片岡　節子
１　決定年月日　平成21年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３６２号
栃木県下野市小金井1186番地２
破産者　株式会社岡本工業
１　決定年月日　平成21年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３６３号
栃木県下野市小金井1186番地２
破産者　岡本　幸吉
１　決定年月日　平成21年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５１４号
栃木県宇都宮市陽東１丁目１番12号
破産者　株式会社丸い組
１　決定年月日　平成21年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５１５号
栃木県宇都宮市東峰町3060番地96、開始決定時の住所栃木県宇都宮市鶴田町2150番地43
破産者　吉澤　雅男
１　決定年月日　平成21年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５１６号
栃木県宇都宮市東峰町3060番地96、開始決定時の住所栃木県宇都宮市鶴田町2150番地43
破産者　吉澤　栄子
１　決定年月日　平成21年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６３号
栃木県那須塩原市豊浦北町74番地89
破産者　株式会社勝栄
１　決定年月日　平成21年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２０年（フ）第８９１号
千葉市若葉区殿台町322番地１
破産者　有限会社ニッシンプランニング
１　決定年月日　平成21年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第８９２号
東京都墨田区江東橋３丁目２番２号
破産者　有限会社アーバン企画
１　決定年月日　平成21年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第８９３号
埼玉県春日部市中央１丁目10番12号
破産者　有限会社ファイナルステージ
１　決定年月日　平成21年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５６２号
京都府京田辺市普賢寺渕尻63の１、商業登記簿上の本店所在地大阪府枚方市翠香園町19番35―101号
破産者　株式会社トッケン
１　決定年月日　平成21年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第５６３号
京都府京田辺市草内橋折10番地の３
破産者　トラストテック株式会社
１　決定年月日　平成21年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成１９年（フ）第１０５７５号
大阪市淀川区西中島６丁目４番13号
破産者　西日本エコー株式会社
１　決定年月日　平成21年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第４１２６号
大阪府茨木市南安威２丁目５番37号、商業登記簿上の本店所在地大阪府豊中市蛍池中町３丁目２番１号
破産者　株式会社ネクストクリエイト
１　決定年月日　平成21年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第６１号
兵庫県丹波市氷上町桟敷497
破産者　株式会社和興建設
１　決定年月日　平成21年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第１０号
兵庫県丹波市春日町国領1208番地１
破産者　有限会社オフィス・アイ
１　決定年月日　平成21年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第２８号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浦神429番地、前住所和歌山市西庄1056番地の90
破産者　畑下工務店こと　畑下　公志
１　決定年月日　平成21年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所新宮支部